

4 気象警報発令時の対応

1 対象とする警報の種類

「大雨」「洪水」「暴風」「大雪」「暴風雪」

2 対象とする警報の発令地域

「神戸市」「三木市」「小野市」

なお、「阪神」「播磨南東部」の報道については、上記3市に警報が発令されている場合に限る。

3 上記のいずれかの地域に、いずれか一種類でも警報が発令された場合、 次のように対応する。

(1) 徒歩、保護者送迎、電車、自転車等通学生

①午前7時現在で発令されている場合・・・臨時休業

②午前7時以降に発令された場合

・自宅にいる場合・・・臨時休業

・自宅をすでに出ている場合

→ 学校到着後、保護者に連絡し、学校まで迎えに来てもらう。

(保護者送迎の場合は、到着時点で伝える。)

・授業中に発令された場合

→ 保護者に連絡し、迎えにきてもらう。

(2) スクールバス通学生

①午前7時現在で発令されている場合・・・臨時休業

②午前7時以降に発令された場合

・自宅にいる場合・・・臨時休業

・スクールバス停で待機している場合

→ バスから臨時休業の旨を伝える。

・スクールバスにすでに乗車している場合

→ 学校到着後、保護者に連絡し、学校まで迎えに来てもらう。

・授業中に発令された場合

→ 原則として、通学バスの通常の下校時刻(早1—11:30、早2—13:30、平常—15:00)

で運行し、バス停まで迎えに来てもらう。

場合によっては、保護者に連絡し学校まで迎えに来てもらう。

その時の状況に応じて学校長が判断し、担任から連絡する。

4 その他

おおぞら分教室においては、警報が発令時であっても臨時休業にはならない。